

ヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジ推進協議会
プロジェクト社会展開タスクフォース
設置要綱（案）

1 目的

本タスクフォース（以下「TF」という。）は、「ヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジ推進協議会」（以下「協議会」という。）の下に設置されるTFとして、「横須賀スマートモビリティ宣言」（平成31年1月24日協議会決定、以下「宣言」という。）に示された「まちづくりビジョン」及び「スカモビ推進ロードマップ」に則り、様々なスマートモビリティに関する技術・サービスの社会実装に向けた「まちづくり実装ビジョン」の実現を目指し、地域ニーズの発掘、実証プロジェクトの創出・連携、などを通じて、実証プロジェクトの社会実装・まちづくりへの昇華の実現を図ることを目的とする。

2 名称

本TFは、「プロジェクト社会展開タスクフォース」と称する。

3 担務

- (1) 宣言の実現に向けた具体戦略「まちづくり実装ビジョン」の検討
- (2) 実証プロジェクトの創出・連携の推進
- (3) ニーズ×シーズ連携に資するニーズの発掘・提供
- (4) その他本TFの目的を達成するために必要な事項の検討及び推進

4 構成及び運営

- (1) 本TFには、主査及び副主査を置く。
- (2) 主査は、協議会会長が指名することとし、副主査は主査が指名又は変更する。
- (3) 本TFの構成員は、主査が指名又は変更する。
- (4) 主査は、本TFを招集し、主宰する
- (5) 副主査は主査を補佐し、主査不在時には、主査に代わってTFを招集し主宰する。
- (6) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その報告、意見等を聞くことができる。
- (7) その他、本TFの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本TFの会議は、主査が必要と認める場合以外については、非公開とする。
- (2) 本TFの会議で使用した資料については、主査が必要と認める場合を除いて原則、非公開とする。
- (3) 本TFの会議については、原則として議事要旨を作成するものとするが、出席者および主査が必要と認める者以外には公開しないものとする。

6 開催期間

本TFの開催期間は、令和2年7月から令和3年3月末頃までを目途とする。

7 庶務

本TFの庶務は、ヨコスカ×スマートモビリティ・チャレンジ推進協議会事務局において行う。